

盛岡市U I J ターン促進支援金支給要綱を次のように定める。

令和 5 年12月21日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市U I J ターン促進支援金支給要綱

(目的)

第1 この告示は、市の区域内にUターン、Iターン又はJターン（以下「U I J ターン」という。）をした者に対し、予算の範囲内でU I J ターン促進支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、市の区域内へのU I J ターンの促進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2 支援金は、令和5年4月1日以後にU I J ターンにより市の区域内に転入をした者であって、市の区域内に所在する事務所若しくは事業所に勤務しているもの又は市の区域内に事務所若しくは事業所を設置して起業したもののうち、次のいずれかに該当する者に支給する。

(1) 盛岡市移住支援金支給要綱（令和元年告示第 206号）第6の規定による移住支援金の支給の決定を受けた者（同告示第3第1号又は第6号に該当する者に限る。）

(2) いわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）実施要領（令和3年4月1日付け定雇第10号）に基づき、いわて若者移住支援金の交付の決定を受けた者（同要領第4の(1)③1)又は第4の(1)⑥の要件を満たす者に限る。）

(支給金額)

第3 支援金の額は、第2に規定する要件に該当する者が属する世帯につき10万円とする。

(支給の申請)

第4 支援金の支給を受けようとする者は、盛岡市U I J ターン促進支援金支給申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 支援金の支給を受けようとする者が本人であることを確認するために必要な書類

(2) 第2各号に該当する者であることを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、別に定める期日までに行わなければならない。

(支給の決定等)

第5 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは盛岡市U I J ターン促進支援金支給決定通知書により、支援金を支給しないこととしたときは盛岡市U I J ターン促進支援金不支給決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(支援金の支給)

第6 市長は、支援金の支給を決定した者に対しては、当該支給に係る申請のあった日から3月以内に支援金の支給を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第7 市長は、必要があると認めたときは、支援金を支給した者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

(支援金の返還)

第8 市長は、支援金の支給を受けた者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、支援金の返還を求めるものとする。ただし、雇用された企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の支給を受けた場合
- (2) 盛岡市移住支援金支給要綱第9の規定により移住支援金を返還した場合
- (3) いわて暮らし応援事業(いわて若者移住支援金)実施要領第4の(3)の規定によりいわて若者移住支援金を返還した場合